

第2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものを「改正後」欄のように改める。

○ 第59条の3《特許権等の譲渡等による所得の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
（実質的支配関係があるかどうかの判定） 59の3(1)-3 66の4(1)-3の取扱いは、特殊の関係にあるかどうかを判定する場合における措置法令第35条の3第7項において準用する措置法令第39条の12第1項第3号に規定する「その他これに類する事実」について準用する。	（実質的支配関係があるかどうかの判定） 59の3(1)-3 66の4(1)-3の取扱いは、特殊の関係にあるかどうかを判定する場合における措置法令第35条の3第7項<u>の規定</u>において準用する措置法令第39条の12第1項第3号に規定する「その他これに類する事実」について準用する。